

## 改 正 後

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

## 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成25年分)

氏名\_\_\_\_\_

この明細書は、平成25年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」で政党等寄附金特別控除額又は特定震災指定寄附金特別控除額を計算します。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。
	①以外の寄附金の額	②	円	
	① + ②	③	円	
所得金額の合計額	④	円	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 緑越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。	
	④ × 40%	⑤	円	

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ ②	⑥	円	（赤字のときは0）	申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。  「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額をいいます。
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	円	（赤字のときは0）	
2千円 ② 震災関連寄附金の額	⑧	円	（赤字のときは0）	
(⑦ ⑧) × 40%	⑨	円	（100円未満の端数切捨て）	申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。  「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額をいいます。
平成25年分の所得税の額	⑩	円	（100円未満の端数切捨て）	
⑩ × 25%	⑪	円	（100円未満の端数切捨て）	
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	円	（赤字のときは0）	申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑪～⑬欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。
認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	円		

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

## 改 正 前

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

## 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成24年分)

氏名\_\_\_\_\_

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、平成24年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」で政党等寄附金特別控除額又は特定震災指定寄附金特別控除額を計算します。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。
	①以外の寄附金の額	②	円	
	① + ②	③	円	
所得金額の合計額	④	円	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 緑越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。	
	④ × 40%	⑤	円	

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ ②	⑥	円	（赤字のときは0）	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 緑越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。
①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	円	（赤字のときは0）	
2千円 ② 震災関連寄附金の額	⑧	円	（赤字のときは0）	
(⑦ ⑧) × 40%	⑨	円	（100円未満の端数切捨て）	「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額をいいます。
平成24年分の所得税の額	⑩	円	（100円未満の端数切捨て）	
⑩ × 25%	⑪	円	（100円未満の端数切捨て）	
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	円	（赤字のときは0）	申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。
⑫ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑬	円	（赤字のときは0）	「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額をいいます。
認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑭	円		申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑪～⑬欄）に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p><b>個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成25年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成25年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。</p> <p>* 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）（若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」といいます。））又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」といいます。）をいいます。</p> <p>(注) 認定NPO法人等に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために支出した寄附金であって、①認定NPO法人（若しくは仮認定NPO法人）については、その寄附金の募集に際し所轄庁の確認を受けたもの、②旧認定NPO法人については、その寄附金の募集に際し所轄国税局長の確認を受けたもの（それぞれ確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出されたものに限ります。）について、「特定震災指定寄附金」として特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるものは、この計算書によらず、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算します。</p> <p><b>1 認定NPO法人等寄附金</b> 認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。</p> <p><b>2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算</b> 認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① (平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40% ② 平成25年分の所得税の額の25%に相当する金額 (注) ①の算式中の「平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。 ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。 4 具体的な控除額の計算は、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b> 認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。 また、この①「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②認定NPO法人等寄附金を受領した認定NPO法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p> <p><b>個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</b></p> <p style="text-align: center;"><b>認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成24年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成24年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。</p> <p>* 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）（若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」といいます。））又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」といいます。）をいいます。</p> <p>(注) 認定NPO法人等に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために支出した寄附金であって、①認定NPO法人（若しくは仮認定NPO法人）については、その寄附金の募集に際し所轄庁の確認を受けたもの、②旧認定NPO法人については、その寄附金の募集に際し所轄国税局長の確認を受けたもの（それぞれ確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出されたものに限ります。）について、「特定震災指定寄附金」として特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるものは、この計算書によらず、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算します。</p> <p><b>1 認定NPO法人等寄附金</b> 認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。</p> <p><b>2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算</b> 認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① (平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40% ② 平成24年分の所得税の額の25%に相当する金額 (注) ①の算式中の「平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成24年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。 ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成24年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成24年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成24年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。 4 具体的な控除額の計算は、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b> 認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。 また、この①「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②認定NPO法人等寄附金を受領した認定NPO法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>	